

核燃サイクル阻止 1 万人訴訟

再処理ストップ！の声をあげよう

核燃 4 施設は 1985 年に立地が決定されました。その後、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物の最終処分場、海外に委託していた高レベルガラス固化体の一時貯蔵施設の操業という既成事実が積み重ねられてきました。そして核燃サイクルの中核施設であり、原発が 1 年間で出す放射能をたった 1 日ですとされる使用済燃料再処理工場が完成し、2001 年から試運転が開始されました。現在使用済燃料を用いたアクティブ試験が後半の段階に入り、2008 年 2 月の本格稼働が予定されています。このように再処理工場から死の灰がばらまかれる事態を迎え、全国の人々が反対の声をあげ始めました。三陸沿岸の自治体・漁業者・市民、鎌仲ひとみ監督の「六ヶ所村ラブソディー」に触発された都市部の市民、全国の消費者団体、最近ではミュージシャンの坂本龍一さん、目新しいところではサーファーの人たち、多くの国民が再処理の危険性に気づき、放射能から全ての生態系を守るため立ち上がりました。

プルトニウムの使い道には多くの疑問と不安があります。元来高速増殖炉で燃やそうとした計画が、もんじゅの事故で挫折してしまい、窮余の一策でプルトニウムをウランと混ぜて MOX 燃料に加工し、軽水炉（普通の原発）で燃やすプルサーマル計画を立てましたが、受け入れが決まった原発は佐賀の玄海原発と愛媛の伊方原発の 2ヶ所にすぎません。日本は現在 40 トンのプルトニウムを保有しており、六ヶ所再処理工場を動かすことは余剰プルトニウム非難を増すだけで、再処理の目的は潜在的核保有の目論見と疑わざるをえません。再処理の後に出てくる大量の高レベル廃液の処理処分問題も未解決です。高知県東洋町で最終処分場が拒否されましたが、今後国の主導で候補地探し本格化すると思われます。しかし、地層処分の安全性は世界的にも未確立という状況です。再処理工場の建設には 2 兆 3 千億円という巨費が投ぜられ、今後の操業コストは後処理を含め 11 兆円を要し、これが電気料金という形で国民負担となる仕組みとなっています。

このように、再処理は安全性、必要性、経済性のどれをとっても成立しません。それを安全審査の過誤・欠落という形で事業指定を取消そうというのが私たち原告団の運動目的です。

最後に、「自然の権利」基金から、原告団の趣旨を御理解いただき訴訟助成金の援助を賜りましたことを心から感謝いたしますと共に、今後とも物心両面にわたる訴訟継続の御支援をお願いする次第であります。

（文）核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団 代表 弁護士 浅石紘爾